

平成30年第11回定例会  
藤崎町教育委員会議事録

日	時	平成30年11月28日(水)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

## 第11回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第17号 夏季休業中の学校閉庁について

6 議案事項

議案第15号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

7 そ の 他

8 閉 会

## 藤崎町教育委員会

### 出席者委員

委員	(1番)	田澤 文雄
委員	(2番)	榊 公子
委員	(3番)	石澤 貴幸
委員	(4番)	羽賀 義易

### 教育委員会事務局

教育長	武田 登
学務課長	兵藤 範明
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	高木 秀光
給食センター所長	清水 裕行

### 事務局職員

学務課課長補佐	石井 孝
学務課学務係長	長内 真理子
学務課主事	阿保 匠

午後1時30分 開会

◎武田教育長 ただいまから、平成30年第11回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の田澤委員と4番の羽賀委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。

会期を平成30年11月28日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、会期を平成30年11月28日の一日間とします。次に、平成30年第10回藤崎町教育委員会の定例会の概要について、報告をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 平成30年第10回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

平成30年第10回定例会は、平成30年10月25日（木）午後2時30分から藤崎町役場中会議室において開催されました。

委員及び関係者の欠席はありませんでした。

報告事項として、報告第15号「授業改善のための視察研修」について、報告第16号「平成31年度町立小学校新入学児童数」についてが報告されました。

第10回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、続いて報告事項に移ります。

報告第17号「夏季休業中の学校閉庁」について報告をお願いします。

◎石井学務課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。

報告第17号「夏季休業中の学校閉庁」について  
標記について、別紙のとおり報告する。

平成30年11月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武 田 登

理由 平成31年度から実施する夏季休業中の学校閉庁について、報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3ページをお開き下さい。今年度、夏季休業中の学校閉庁を8月12日から1

4日まで試行実施いたしました。12日が日曜日であったため、13日と14日が平日の休日となりました。

試行実施後に、各学校へのアンケート調査及び問題等を確認したところ、保護者からの問い合わせなど大きな混乱もなく、教職員もほとんど休暇をとれたと伺っておりました。

そこで、平成31年度から夏季休業中の学校閉庁を本運用としたいため、皆様にご報告いたします。

まず、夏季休業中の学校閉庁についての目的としては、教職員の多忙化解消に向けた取り組みの一つとして、町内小中学校において、夏季休業期間中に一斉閉庁を実施し、児童生徒及び教職員の心身の健康増進と休暇取得の促進を図るためのものとなっております。

学校閉庁期間については、各学校との検討結果を踏まえ、毎年8月12日から14日までの3日間とするものです。なお、この期間に土曜、日曜日が含まれる場合であっても振替日は設けないことにいたします。

また、学校閉庁日の対応等については、

- ①緊急時の連絡は、教育委員会学務課を通じて学校長へ連絡する。
- ②やむを得ない場合を除き、学校に勤務者を置かない。
- ③原則として、部活動等は実施しない。(大会開催校となった場合や大会参加等やむを得ない場合を除く。)

とすることにいたします。

夏季休業中の学校閉庁については以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎羽賀委員 今年度、実施してみて、閉庁時の緊急時連絡についてはありましたか。また、やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かないということですが、実際勤務した人がいたのかどうか。部活動についても、原則として実施しないということですが、やむを得ず活動したところがあったかどうかそのあたり今年度どうでしたか。

◎石井学務課長補佐(事務局) はい、まず今年度実施してみて、閉庁時の緊急連絡があったかについては、藤崎中央小学校でありました。ただ、今回の閉庁とは関係ない内容であり、学校行事のことで問い合わせがあったということでした。藤崎中央小学校の場合は、夏休みの期間中学校長の携帯電話に転送されるサービスを使用していたようでした。そのため、直接学校長に連絡が入ったということでした。

2つ目の質問についてですが、藤崎中学校にて2人の引率者として、大会の各会場に引率で行っていたということは伺っております。

最後については、部活動を実施したということは全くありませんでした。ただ、藤崎小学校にて野球の練習ができないということで話は1件あったということでした。

◎武田教育長 この学校閉庁に関して、県内各市町村の実施時期はほとんど同じとなっております。今年試験実施でしたが、来年度以降は県内各市町村の学校閉庁日が本実施されていくと考えられるため、部活動の大会もこの時期に実施しなくなる可能性があります。また、学校閉庁の期間についても藤崎町は12日から14日までということで実施しましたが、他市町村によって期間にばらつきがあります。土日が入った場合についても、各市町村の対応は様々ありますが、藤崎町は15日に成人式があるため、期間を固定し、教え子たちのために出席してもらえるように設定しました。

◎羽賀委員 わかりました。ありがとうございます。

◎武田教育長 他にご質問等ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、続きまして、議案審議に移ります。議案第15号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」報告をお願いします。

◎石井学務課長補佐（事務局） 4ページをお開き下さい。

議案第15号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出」について議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案のとおり了承する。

平成30年11月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の決定を得る必要があるため提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

6ページの資料2をご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正についてであります。

歳出は、教育総務費が298万3千円の増額、小学校費は344万2千円の増額、中学校費は124万5千円の増額、社会教育費は116万1千円の増額であり、補正前の総額8億4913万4千円に補正総額883万1千円を増額補正し、8億5796万5千円とするものであります。

7 ページは、歳入歳出予算事項別明細書となります。

8 ページをお開き下さい。歳出の主なものを説明いたします。

10 款教育費、1 項教育総務費の事務局費についてであります。

18 備品購入費の増額は、補聴援助システム購入による費用であります。

この補聴援助システムは、難聴児が装着している補聴器を更に聞こえやすくするためのデジタル式受信機とマイクであり、先生と本児童の会話においては、本人が補装具として購入し使用するとしておりますが、先生以外のクラスの児童の声が聞き取りにくいままとなるため、その声を拾うことができる補聴援助システムを町教育委員会で追加購入し、学習の支援をするものであります。

同じく事務局費、19 負担金補助及び交付金、小中学校各種県大会等出場費補助金の増額は、今後の全国大会等の出場に対応するためのものであります。

3 給食センター費、11 需用費、燃料費の増額は、燃料単価高騰による予算見直しによるものであります。

次に、9 ページの2 項小学校費です。1 藤崎小学校費、11 需用費、燃料費の増額は、燃料単価高騰による予算見直しによるものであります。

2 藤崎中央小学校費、11 需用費、燃料費の増額は、燃料単価高騰による予算見直しによるものであります。

15 工事請負費、藤崎中央小学校間仕切り設置工事費については、難聴学級に対応するため、空いている教室を間仕切りし、静かな場所で必要とする個別指導ができる環境を作るためのものであります。

3 常盤小学校費、11 需用費、燃料費の増額は、燃料単価高騰による予算見直しによるものであり、光熱水費については、昨年度との比較による不足分を増額見込みしたものであります。

次に10 ページの3 中学校費です。1 藤崎中学校費、11 需用費、燃料費の増額は、燃料単価高騰による予算見直しによるものであり、光熱水費については、昨年度との比較による不足分を増額見込みしたものであります。

2 明徳中学校費、11 需用費、燃料費の増額は、燃料単価高騰による予算見直しによるものであり、光熱水費については、昨年度との比較による不足分を増額見込みしたものであります。

次に、4 項社会教育費です。1 社会教育総務費の主なものとしては、12 役務費の手数料で、白鳥広場観察場所にある泥を搬出するための費用であります。

4 保健体育費の19 負担金補助及び交付金は、町スポーツ少年団等各種大会に係る補助金に対応するための増額であります。

7 常盤生涯学習文化会館管理運営費、11 需用費、燃料費の増額は、燃料単価高騰による予算見直しによるものであります。

1、平成30年度藤崎町一般会計（教育費）第3回補正予算案については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎石澤委員 はい、保健体育費、負担金補助及び交付金、町スポーツ少年団等各種大会補助金についてとありますが、具体的にはどのような補助をお考えですか。

◎高木生涯学習課長 はい、これについては、町スポーツ少年団に登録してあります団体が対象となっております。内訳としましては、常盤バドミントンジュニアの10月に行った東北大会の分、それから12月に行く全国大会の分、もう1つサッカーで登録してありますフットサルの県大会が12月にむつ市であります。その3つの部分の補助金があります。

◎石澤委員 これは申請があったということでしょうか。

◎高木生涯学習課長 元々実績で支払いをしていたのですが、今回バドミントンの全国大会とフットサルの県大会は12月にあるため3月補正後でなければ、支払えないため企画財政課とも協議しまして、行く人数とか交通手段とかの部分を出してもらい、それを元に12月に行くということであげたものになります。東北大会の分の補助率は交通費、子どもの宿泊費、大会参加費などで75%です。全国大会の場合は85%となっております。

◎石澤委員 はい、これについて補助の基準はありますでしょうか。

◎高木生涯学習課長 県大会以降はあります。

◎石澤委員 申請の審査等はあるのでしょうか。

◎高木生涯学習課長 はい、町スポーツ少年団に加入している団体が条件となります。個人には適用外になります。

◎石澤委員 わかりました。ありがとうございます。

◎武田教育長 他に何かありますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですので、議案についての意見の申し出について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 議案第15号「議案についての意見の申し出についての意見の申し出」についてを原案のとおり承認します。本日の審議をこれで終了いたします。以上で本日の会議は終了となります。ありがとうございました。



会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主事 阿保 匠

閉会時間 午後2時30分

教育長 武田 登

1番 田澤 文雄

4番 羽賀 義易